

Title	第二次世界大戦に導ける英國外交
Sub Title	
Author	田中, 荊三(Tanaka, Keizo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1944
Jtitle	史学 Vol.22, No.2/3 (1944. 7) ,p.84(178)- 127(221)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19440700-0084

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

第一次世界大戦に導ける英國外交

田中 荆三

一 英國外交の特質

経験を重んじ、萬一の場合に於ても自己の能力を信じ、重大問題が起つても何とかやり抜けると云ふ英國人の特性が、當然又英國外交の特徴ともなり、一定の方針を持つと云ふことは選擇の自由を失ふの不利ありと考へ、——一九三八年三月二十四日チエンバレンは下院に於て、『獨逸のチエッコ侵略に對しフランスがその義務履行に乗出した場合、英國はフランスを軍事的に援助するとの保障をなし、直ちにフランスに與ふべきか、……英國が戦争に捲込まれるか否かを問はず、斯る決定は自動的に英國政府から慎重さを奪ひ去るものであり、同時に英國は斯かる保障を事情の如何を問はず實行しなければならぬこととならう。事態が斯くなれば政府の統制力も何等の實效を擧げることが出來なくなるであらう、斯る窮境は英國政府の到底受諾し得ない所である。(拍手)』と演説してゐるのはこの一例と考へられる。——その外交政策には一定の方針がないと云はれるのである。獨逸の再軍備の宣言に

對しストレーザ戦線を形成せる直後に英獨海軍協定を成立せしめ、イタリーに經濟制裁を課することを主張せるにも拘はらず、間もなくイタリーのエチオピヤ併合を承認した。この無方針に當惑せるフランスの一大臣は『英國に於ける如き一の政府及び五の政策を有するより、フランスの如く五の政府が一の政策を持つ方が良い』と云つたとの事である（英國議會議事録第九七卷八四五欄）。更に第一次世界大戰後國際聯盟が成立して以來、從來の政策をとらんとする傳統を重んずる政治家に對し、國際聯盟の思想なる集團保障を強調する政治家の對立を生じたことは、いよいよ英國の外交政策をして一定の方針を持たしめなかつた。

傳統主義者は主として英國の利益をのみ考慮し、集團保障主義者は國際社會の利益をも考慮した。

彼等は政黨に關係なく、時としては同一内閣内に兩派の存在することもあつた——チエンバレン内閣の時のイーデンの存在はこの一例である。——傳統主義者は保守黨の大部分を占め、集團保障主義者は労働黨自由黨の大部分及び保守黨の一部からなつてゐた。然もこの二派に分類せられるとは云へ、同じ派に屬するものの中でも主張を異にするものがあり、更に同一人にして時としては他の派の思想を主張する人物もあり、他國人をして英國外交を理解するの困難を感じしめたのは當然であつた。

然し第一次世界大戰後の英國外交の歴史を辿つて行くと、僅か二回、而も短期間のみが集團保障主義者の労働黨の内閣によつて外交が行はれ、他は主として傳統主義者の保守黨内閣によつて行はれた

ことを知り得るのである。時としては重大な時に、保守黨内外の集團保障主義者の壓迫により、保守黨政府が集團保障政策をとつたこともあるが、彼等の外交の大部分は傳統主義に基いて行はれた。

傳統主義者の外交は民族主義的であり、その最大の關心事は國家の利益である。國家の利益は英本國、自治領植民地、委任統治地、その間の交通路及び經濟權益であつて、傳統主義者はその他は重大なる問題とは考へず、國家の利益以外の問題で英國が戰争をなすを欲せず、若し倫理的或は思想的理由を以つて戰争をなすと宣言せる時は、その背後には前記の國家の利益が隠されてゐるのである。集團保障主義者は傳統主義者を機會主義者と誹謗するが、傳統主義者は一般に英國の傳統的政策と云はれる（1）ヨーロッパの何れの國からも挑戦を許さない絕對的優勢な海軍力を保持すること。（2）英佛海峽の對岸を英國に敵対する強國の手に渡さないこと。（3）歐洲大陸の霸權を握るやうな強國、若しくは強國の結合の出現を阻止すること、その方法として勢力均衡政策を採ること——故に彼等は常にヨーロッパの最强國の反対側に立つことを自然の法則の如く信じてゐる。——の基本政策を有してゐるのである。

二 ミュンヘン協定に於ける英國の態度

第一次大戰後戰爭に破れた獨逸にはヨーロッパ制覇及び英國との經濟競争の危険もなくなつた。而

も勢力均衡政策よりして、中歐の諸國を糾合してその盟主となれるフランスの優越を抑へる爲に獨逸を利用せんとした英國は獨逸の勃興を望み、獨逸の經濟回復がヨーロッパに必要であるとさへ主張し、更にロシヤの共産主義に對する緩衝國としてのワイメーレル共和國の速なる恢復を望み、主として獨逸を援助する政策をとつた。獨逸が英國にとつて危險なる存在とならざる限り英國の獨逸援助の政策は英國の凡ゆる黨派により支持せられた。然るにヒットラーの政權獲得に際し社會主義者、自由主義者を壓迫したことは、英國內に於ける自由主義者等をして反獨的ならしめた。更に獨逸の再軍備特にその空軍が英國への直接の脅威となり、而も財政問題に悩むフランスが英國にとつて脅威を感じざるやうになつて以來、議員になつてその最初の演説に國防に充分な空軍を必要とすることを強調せるイーデン、獨逸の進出を阻止せねばならぬと一九三六年以來常に演説せるチャーチル等が主となつて獨逸の大陸制覇の危険を強調し、獨逸の勃興を阻止するやうに政府に要求すると同時に英國民の間に反獨逸精神を普及するに努力した。

一九三八年三月の獨逸合邦に際し、英國政府及び多くの保守黨員が、獨逸の要求に正義があるならば、而も平和的に解決し得るならば、獨逸の進出は自ら停止するであらうし、且つ英國の重大な利益を脅かす前に獨逸は満足せる國家となりその進出は自ら停止するであらうと考へ獨逸の政策を承認した。之に對し反政府及び反獨逸の議員等は三月一四日下院に於て政府の政策を攻撃した。即ち自由黨

のシンクレーアは『英國の軍備は不充分である。獨裁主義の攻勢に直面した今日英國は宜しく民主主義の原則に復歸すべきである。英國は平和を愛好する國家と協力してヨーロッパ平和再建のために共同動作を起すべきである。』と主張し、チャーチルは『獨裁主義國家の侵略に對して各國は英佛を中心として團結し侵略に對する相互防衛の條約を結ぶべきである。』と主張した(國際知識及評論第二〇六號一五一頁)。然し英國内には依然としてチエンバレンを中心として獨逸に對し妥協的精神を抱くものが多々、ズデーテン地方に關しチエツコ・スロヴアキヤと獨逸との間に問題が起つた際に、ローザミア卿は『チエツコ・スロヴアキヤはヴェルサイユ條約の政治的畸形兒であり、中歐の不安定の要素である。』と獨逸の要求を支持し、チエンバレンも五月に或る午餐會の席上にてズデーテン地方は獨逸に讓渡して然るべしとの私見を洩らして居る。このチエンバレンの考へが結局ミニンヘン協定の成立へと導くこととなつた。

ガスマスクも配給せられ戰争になるかと心配せる英國民はチエンバレンを歡喜を以て迎へ、チエンバレン自身も『名譽と共に平和』をもつて歸つたとミニンヘン協定の成功を誇り、デーリー・メール紙は彼をして英國の困難な時に生んだ偉人の一人であると云ひ、ガージアン紙は『世界を最後の瞬間に於て戰争の慘禍より救つた。』と首相の功績を稱へた。この英國民の歡喜の中にあつて、反獨派のものがミニンヘン協定に反対したのは、獨塊合邦の時に於ける彼等の態度から云つても當然であつ

た。一〇月一日海相ダフ・クーパーは、彼にとつてミンヘン協定は前の閣議の決定より行き過ぎであると考へられ、一日之について考へたが遂に同意するを得なかつたことを理由として辭職した。——辭職の理由に關しては自ら『第二次世界大戰』一五頁一三一頁に書いてゐる。——次いで一〇月三日下院に於てチエンバレンがミンヘン協定に至つた經緯を述べ、最後に軍備強化の必要を力説せる演説をなしたのに續いて、労働黨首アトリーは『チエンバレン首相が一方ではミンヘン四國會議による平和の確保を謳歌しながら、他方では軍備強化を主張してゐることは矛盾も甚だしい。チエンバレン首相は結局武装休戦を確保したに過ぎないではないか。我々は……屈辱を受けつゝありとの感無きを得ない。……要するに四國會議は暴力に屈服し獨裁者の意志に屈服して戰争を回避したものに過ぎない。……英國民がこれに満足するとは思へない』（昭和十三年の國際情勢四九六頁）と痛烈に攻撃し、シンクレーラは『政府の政策は獨裁者の侵略に對し、退却に次ぐに退却をもつてするものと斷せざるを得ない』と難詰し、イーデンは『英國政府は不斷の讓歩を基礎にその外交を遂行することは出來ない。』とチエンバレンの妥協的態度を攻撃した。

一〇月五日下院に於て外交討議が再開され、サイモン藏相が『チエッコ・スロヴァキヤが民族自決の原則に反して創設されたのが問題の原因であり、パリー會議に於てチエッコ政府は獨逸少數民族に同等の權利を約束したに拘はらず、ランシマン卿の調査によると獨逸少數民族が虐待されてゐたので

今日の結果となつた』(國際知識及評論一二二號一四五頁)と説明せる後、政府の政策支持の決議が六六對一四四をもつて採擇せられた。かくてチエンバレン外交は承認せられたが、投票に際し一四四の反対があつたこと——之は政府の反対黨の議員の投票にもよるが——及び信任投票を行はねばならなかつたことは反獨派の勢力の擡頭を意味するものであつた。

三 英國に於ける反獨派の勢力勃興——バルカンに於ける經濟競争、

ユダヤ人問題

ヒットラーが英國に於ける反獨派のミンヘン協定に對する非難に不快の念を抱いたのは當然であつて、彼は一〇月九日ザールブリュッケンに於て、ムッソリーニ、チエンバレン、ダラヂエ等の平和的意圖を述べ、外國の政治家達は何れも自分と同じく平和的意圖を抱いてゐるが、然しチエンバレン首相の後にダフ・クーパー、イーデン又はチャーチル等の一派が現はれるかも知れず、さうなれば、世界大戰の危機は急激に増大しよう、獨逸國民の合言葉は平和を保つが國防は怠らずと云ふことでなければならぬとの趣旨の演説を行つた(國際知識及評論第二一二號一五〇頁)。ヒットラーのこの演説が強硬であつたため、英國內に獨逸に對する恐怖の念を起し、參與會議が誕生し、イーデンを參與となし、チャーチルが海相にせられるとの噂まで起るに至つた。

英國の傳統主義者をして反獨政策を探らしむるに至つた一因は、獨逸のバルカンへの經濟進出であつた。獨逸は賠償問題に苦しめられた經驗により、物々交換により國際貸借を清算する方法を學び、一九三三年以來東南歐に盛に經濟的進出をなした。英佛がバルカンを自己の商品の市場となしながら、而もバルカンよりの穀物に高關稅を課しその輸入を阻害してゐるに反して、穀物不足に苦しむ獨逸はバルカンの穀物を進んで購入し、特に一九三六年對伊經濟制裁の結果バルカンがその最善の顧客たりしイタリーを失つた時、シャハトはバルカン諸國を歴訪し、ユーゴー・スラヴィヤの穀物の對伊輸出額の六割を引受け、更にバルカンの餘剩商品を世界市場の價格より三割の高價を以て購入した。その結果獨逸とバルカンとの貿易は左表の如くとなつた。

獨逸よりバルカンへ　　バルカンより獨逸へ

一九三三年	一三・五%
一九三七年	三五・〇%
一九三八年	四二・〇%
	四五・〇%

英國は一九三八年の春ルーマニヤの農產物の約四分の一を購入し、獨逸との經濟關係を弱めんと圖つたが、そのために自治領植民地よりの購入を減ずるの要に迫られ、而もルーマニヤは四分の一の賣却にては效果がなく、その大部分を獨逸に賣却する他なく、英國の經濟政策は失敗に歸した。

ズデーテン地方の併合によりバルカン進出により有利なる地位を占めた獨逸は當時バルカン地方にありし經濟相ファンクをしてトルコとの間に産業軍事及土木用機械の購入のため一億五千萬マルクのクレジットを設定せしめるに成功した。更にファンクはベルグラードに於て『東南歐の原料生産國が獨逸との關係に一大經濟地域を形成する』と演説し、英佛をして獨逸がバルカン地方を獨占的經濟地域とするのではないかとの不安の念を抱かしむるに至つた。前述の如く傳統主義者にとつて經濟權益は國家の利益に關する重大問題であり、バルカンの經濟權益を擁護せねばならぬと考へるに至り——この結果が後に即ち一一月三〇日に海外通商部長官ハドソンをして『問題となるのは全世界に於ける獨逸の競爭の新らしい形式に如何にして對抗すべきかと云ふことであり、獨逸は中歐並びに東南歐に於て商品の生産者に世界市場の示すよりも遙に多く支拂ふ方法としてその外國貿易を獨占せんと努力しつつあるに鑑み、英は自らの武器をとつて獨逸と戰はざるを得ない』と宣言せしめ（獨逸白書第二二九號）、更に一九三九年の初頭に、國家的利益に資する取引に對してはその保證を二十萬磅まで擴大する權限を輸出クレジット保證部に附與せしめ、之を經濟的再軍備と説明せしめてゐる（Carr, Britain. P. 96）。——獨逸の進出を阻止せねばならぬと考へるに至つた。

漸次反獨派の勢力が増加する傾向に意を強くせるチャーチルは、その意圖せる反獨包圍陣にアメリカ合衆國をも加入せしめんとして、一〇月一六日對米ラジオ演説に於て『我々は武装しなければなら

ぬ。英國は武装すべきであり、米國も武装すべきである。……然し武器はそれ自體では未だ用を爲すに足りない。我々はそれに意志力を加へねばならぬ。ナチズムと民主主義との理論的対抗の中に我々を捲きこましてはならないと説くものがある。然しこの対抗は今日既に嚴然たる事實として存する」と述べ、更に獨裁主義國家に對する非難を加へてゐるのである (Churchill, Inte Battle. PP. 58—59)。

チャーチル等の非難に對し、一一月六日ワイマールに於てヒットラーが『チャーチル、グリーンウッドの輩は盛んに反獨氣勢を擧げて獨逸攻撃に躍起となつてゐるが、軍備縮少の爲には各國の札附の好戦主義者共を追拂ひ戦争挑發の策動を根絶せしめることが必要である。』(國際知識及評論第二一三號一六七頁)と演説した。その翌日即ち一一月七日ユダヤ系ポーランド人がパリーの獨逸大使館に闖入り、フオン・ラート書記官を射擊し、重傷を負はせた。この報が獨逸に達するや、獨逸國民の反ユダヤ感情に拍車をかけ、一一月八日以來各地に反ユダヤ運動が起され、ユダヤ教會は焼打せられ、ユダヤ人の商店は襲撃せられた。チャーチルの反獨運動に對するヒットラーの應酬のあつた時であつたので、ナチス機關紙アングリッフはラート事件の責任がチャーチル、イーデン等の反獨派にありと云ふ論説を掲げた。一二日に至つて獨逸政府はユダヤ人彈壓の三法令を發布し、在獨ユダヤ人に十億ライヒスマルクの罰金を課した。自らユダヤ人の保護者を以て任じてゐた英國が之を默視する筈はなく、英米の新聞は盛んに獨逸のユダヤ人壓迫を非難し、英政府は一一日反英運動の取締りを要求し、一二日反ユ

ダヤ人示威運動の爲に遭つた英國人の損害について抗議を申込んだ。獨逸で壓迫してゐるユダヤ人を英國が保護し、更に英獨の新聞が互に他を非難するのであるから、英獨の間の反感が當然の事としてより大となつた。一月二一日英下院に於て労働黨のノエル・ペーカーが『米國を含む諸國間に本問題——ユダヤ人排斥問題——に關し共同の政策を確立するため速かに協同の努力を行ふことを歓迎する』旨の決議案を上程したのに對し、政府も贊意を表し同決議は滿場一致をもつて可決された(國際知識及評論二一四號一四二頁)。英議會に於て反對黨の提案せる決議案に政府が賛成するのは稀有の例とせられるが、特に對獨問題に於てその例を見たことは政府及びチエンバレンの獨逸に對する態度の變化を示すものと考へられるのである。

これより先、一一月一八日ヒットラーはミュンヘンに於て演説を行ひ、英國内に於けるイーデン、チャーチル一派の好戦主義者を排撃し、植民地回復の要求をなした。之に對しマクドナルド植民相は一二月七日下院に於て『植民地、及び委任統治地の一部を外國に譲渡するに賛する英國人は居ないと思ふ』と述べ植民地譲渡に反対なる旨を言明した。次いで一二月一三日ロンドンの外國新聞協會周年祝賀晩餐會の席上にてチエンバレンが行ふ謝辭の草稿中に『ナチズムの基本觀念は吾人の與し得ぬものである。この際獨逸新聞が世界の諸問題に對する英國の立場を理解しようとする氣運を見せてゐないのは遺憾に堪へない』とあるを知つた獨逸大使及び獨逸人記者四十餘名は連袂缺席した。チエ

ンバレンが晩餐會の席上主人側たる獨逸新聞人を非難せんとするのであるからその對獨感情が如何なるものであつたかは容易に知り得る所である。彼は更にこの演説に於て、英國としては外交政策では意見の對立があるが軍備擴張については意見が一致してゐることを強調した。このことはミンヘン協定成立後チエンバレンが『我々は再軍備に從事してゐるが……何人と雖もミンヘン協定の署名により再軍備の計畫に關する努力が減ずると考へてはならない』と述べた政策を再び強調したものであり、當時ダフ・クーパーが『ミンヘン協定は大勝利であつた。今や我々はそれが再び繰返されないやうにするために再軍備しなければならない。』と述べてゐるが (Duff Cooper, Second World War. P. 77)、チエンバレンもその對獨態度よりしてこの思想に影響せられてゐると考へられるのである。

チエンバレンが外國新聞協會の演説にて問題を起した同じ日に、英帝國聯盟大會の席上にてインスキップ國防相は『英國は今や全世界に亘る宏大なる國防體制の完成に邁進しつつあり……殊にシンガポール根據地が殆ど完成された結果に於ける英國の國防上の地位は著しく改善された』と國防の充實振りを強調した。次いで一二月一六日デーリー・テレグラフ紙上に『一九三九年中に進水する英國軍艦は四五隻總噸數三五五・七〇五噸に上る豫定であり、平時に於ける宏大な數量に上つたことは各國に於て前例がなく、その内容はプリンス・オブ・ウェルズを初めとする主力艦五隻』と報せられ、二一日の議會に於て約三億四千萬圓の豫算を以て防空施設をなす計畫が發表せられた。イタリーのチ

ニス、コルシカの要求により佛伊の關係が悪化せる際、チエンバレンは自らローマを訪問したが、彼が一九三九年一月三〇日下院に於て『兩國は相互に對して認識を深めた』と云へる如く、意見の一一致を見ることなく完全に失敗に終つた。イタリーを懷柔するに失敗せるチエンバレンは英佛の提携の強化に努め、一月二六日ボネ外相はフランスの議會にて『英佛兩國が戰爭に入る場合には總ての英軍はフランスの自由に委せられ同時に總ての佛軍はまた英國の自由に委せる』と聲明し、一月二八日チエンバレンは軍備強化の爲に内閣を改造し、海軍戰術の至寶として知られたチャットフィルド卿を國防相に起用し、その夜選舉區バーミンガムの演説にて『英國はあくまで平和維持の建前を以て進む意向であるが各國間に一般的軍縮の取極めが出來ない以上愈々國防の強化に邁進しなければならぬ』と述べ、龐大なる建艦豫定、飛行機製造能力がこの數ヶ月間に二倍となつたこと、防空壕、避難民收容所の建設が實行されること等を説明した（國際知識及評論二一六號一五四頁）。次いで二月一五日サイモン藏相は下院に於て一九三九—四〇年度國防豫算額五億二千三百萬磅を發表したが、その龐大な國防豫算は壓倒的な支持を得た。チエンバレンは二月二二日ブラックバーンに於ける演説に於て軍縮會議招集の必要を力説し、軍縮達成の爲に内に十分なる武力を蓄へる必要があるとして龐大なる再軍備計畫を説明した。かかる英國の軍備擴張に狂奔せる態度に就いて獨逸外相リッベントロップは戰爭勃發後即ち一〇月二十五日ダンチヒに於て、『前年のミュンヘン會議は世界の一部ではチエンバレンの成就した偉大

なる平和の如く考へたが、それは全く誤である。……チエンバレンはミュンヘンより歸還するや英國民に龐大なる軍備案を提出した。……戦争の準備が完成してゐなかつたので、チエンバレンは戦争を避けるためではなく、戦争を延期するためにはミュンヘンに來たのである。』と述べ、更にその理由としてその後英國政府が反獨宣傳を默認し、軍備擴張を宣傳し、英國民の戦争熱を煽つた事をあげて英國の態度を非難してゐるのである (Ribbentrop, Die alleinige Kriegsschuld Englands. S. 25—26)。

四 對獨包圍政策 英波相互援助條約

英國が上述の如く軍備擴張に努力してゐる時、三月一四日のスロヴェキヤの獨立の宣言に續いて、翌五日チエツコ大統領のヒットラーへの保護要請となり、一六日には獨逸はボヘミヤ及びモラヴィヤを保護領となすことを宣言した。ボネ等がチエツコ・スロヴェキヤは外からの攻撃により崩壊したのではなく内部から崩壊したとして、ミュンヘン協定の保護は適用されるものでないと考へたと同様に、チエツバレンも三月一五日下院にて、この事件はミュンヘン協定の精神に合致する方法とは考へられないとは云つたが、『ミュンヘン會議に於て英國がチエツコ・スロヴェキヤ新國境を保障すべしと約束したのは外部からの侵略ある場合に限られてゐたので、スロヴェキヤの獨立はチエツコ國家の内部的崩壊であるから英國政府はこの約束に拘束されるものでない』と云ひ、その妥協政策を放棄しなかつ

た。當時英國に於ては反獨的精祌がチャーチル等により廣く普及せられ、且つ再軍備により强硬なる外交政策をとり得ることが政府により宣傳せられてゐたので、チエンバレンのこの穏和なる態度に對する英國內の反対が多かるべきことは豫期せられた。保守黨の院内總務及び同僚よりチエンバレンは『氣が狂つたのか。若し首相の地位に止つてゐたいと望むならば、道徳的憤怒を感じないにしても、感じてゐる如く示すべしだ』と忠告せられた(Kirkpatrick, Under the British Umbrella. P. 181)。更にイーデン、ダフ・クーパーの復活を要望する聲が保守黨内に於て高くなつたと傳へられるに至つた。周囲の情勢に影響せられたチエンバレンは三月一七日バーミンガムに於ける保守黨地方大會の演説に於いて『獨逸今次のチエッコ併合は武力により世界を支配せんとする獨逸の政策を表示したものであつて、我々は獨逸が非ゲルマン民族を一切併呑せんとする新政策を採用したのではないとの危惧の念を抱かざるを得ない。英國が將來に對する希望を失ひ、將來挑戦された場合全力を盡して反抗する力がないと斷定するならばこれに勝る誤りはないであらう。』(國際知識及評論二一八號一四六頁)との趣旨の、獨逸に對する第一次大戰後に於ける最も強硬なるものとも云ふべく言辭を用ひた。

獨逸はチエッコ併合により豊富な地下資源、優秀な軍需工場、食糧問題に貢獻すべき沃野を獲得し、更にチエッコを利用することによつてバルカン進出がより有利となり、その所謂東方政策は着々と實現せられつつあつた。即ち三月一三日、リトアニア政府は獨逸の要求を容認しメーメルを獨逸に返還

し、ルーマニヤ政府は獨逸との間に通商條約を締結し、その條約により獨逸にルーマニヤの礦業、農業、石油等の開發の特權を與へた。かくの如く優勢となれる獨逸に對する英國に於ける恐怖感は前述の如きチエンバレンの強硬なる演説となり、更にカーがその著 *Britain* に於て『英國に於て一九三九年三月以後の政策に生じた變化の最も顯著な特徵は恐らく輿論統一の進展であつたらう』(p. 178) と述べてゐる如くに、チャーチル等の反獨派の主張が英國を支配するに至り、遂にチエンバレンをしてチャーチルの一九三六年以來主張せる反獨包圍政策を探らしむるに至つた。

チャーチルは一九三八年五月九日に *The Choice for Europe* なる表題の下に演説を行ひ、戰争を防止する方法として集團保障を説き、英佛を中心とする聯盟に——一國一國では無力であるが協力すれば強力となる——ユーゴー・スラヴィヤ、ルーマニヤ、ハンガリー、チエツコ・スロヴァキヤを加へ、次いでブルガリヤ、ギリシャ、トルコ、ソヴィエットを加入せしめ、更にポーランド、北方の國、バルト諸國を糾合し對獨包圍陣を形成せんことを主張した。彼は英國内にソヴィエットに對する反感が大なることを知れるがために、『ソヴィエットの思想は自分も好む所ではないが、ソヴィエットの望むものは平和であり、ナチスの敵意に多大の脅威を感じて居り、且つ上述の諸國家の背後に位置してゐるので有事の際に大に利用し得るのであつて、危險が非常に大であるときにナチスに對抗するためにソヴィエットの大衆と結合するに反対するは愚である』と主張した。彼は包圍陣形成が攻撃的なもの

でないとして『私は「然し之は獨逸包圍である。』と云はれるであらう。私は「否、之は侵略者に對する包圍である。』と答へる。彼等が如何に強力であつたとしても、規約によつて縛られた國は決して他の國の獨立と平和を脅かすことは出來ない。それが彼等を結合する本質的條件である。一國家に對して戰爭の目的の結合を作るは罪惡であらう。可能なる侵略者に對して相互防禦の結合を作るは罪惡でないのみならず最高の道徳である。若し獨逸が攻撃を受けるとの恐怖を表明するならば獨逸も又加入したら良いだらう。獨逸は俱樂部に加はり共通に公平に總てのその特權を共有すべきである。』と辯護し、最後に『我々は多くの希望と不幸をもたらしたイタリーとの協約を有してゐる。然し乍ら獨逸がもう一つの大戦を開始した時、イタリーがどちらに味方するか誰も知らない。然しイタリーは前述の聯盟に協力するに努力するであらう』と獨伊の間を分離せしむる可能性のあることを暗示してゐるのである (Churchill, Into Battle, PP. 18—19)。チヒンバレンがこのチャーチルの意見に従ひ外交を行つたことは彼の以後の行動により明白である。

駐英獨逸大使ディルクセンは三月一八日に英國が佛、米、ソ、バルカン諸國と交渉し獨逸に對する強固なる同盟を作る可能性あることを報じてゐるが (獨白書第二六三號)、ハリファックス外相は三月一九日駐英ソヴィエット大使マイスキーと會見し、ソヴィエット政府に對し三月一八日の閣議の決定に基き、英佛兩國並びに獨逸の侵略を阻止するため協力せんと欲する總ての國家との協定締結を考慮され

たきことの正式の勧誘状を發したと傳へられた。英國下院に於ける英國は北歐、バルカン、東歐諸國の國境を保障すべきであるとの討論に對し、ノールウェー上院議長ハンブロは三月一九日英國の好意は恭けないがノールウェーの欲するのは中立であつて保障ではないと演説し、ポーランド大統領モシツキはラジオを通じ『我々は自由な獨立國。ポーランドを建設したが、今後も自己の力によつてその獨立を確保して行かねばならない。我々は何れの國の保護も欲しない。』と聲明した。英國政府は之等の反對に屈せず翌二〇日には緊急閣議に於て反獨戰線結成を審議したと傳へられ、チエンバレンは下院にて對獨態度を他國と協議中であると聲明した。このころ英佛に獨逸がルーマニヤに接近しつつありと傳へられた。獨逸の東方政策をルーマニヤに於て阻止せんと考へた英佛はその新聞をして獨逸がルーマニヤに最後通牒を交附したとの噂を流布せしめ條約締結を阻止せんとし、ルーマニヤ政府にその政治的獨立が獨逸により脅威せられるべきを説き獨逸包圍陣に加入せしめんと努力したが失敗に終り、前述の如く通商條約は締結せられてしまつた。この獨逸のバルカン進出により英國が大に脅威を感じたことはその後間もなく出版せられた國際問題研究所の編纂になる South-Eastern Europe を見れば明瞭となるのである。即ちこの書には東南歐諸國の經濟貿易財政が述べられてゐるが、更に各國別にその獨逸との關係を研究報告せられ、最後に獨逸の經濟競争を如何に阻止すべきかが説かれてゐるのである。チエツコ及びメーメルを併合せられ、更に前より懸念されてゐたバルカンに進出された

ことにより、反獨的意識がより強くなつた英國政府は積極的にポーランドを支持し、ポーランド政府をして三月二一日の獨逸の要求——(1)ダンチッヒより國際聯盟の執行委員を撤退させ、事實上獨逸に返還すること。(2)獨逸本國と東プロシヤを聯絡する鐵道及び自動車道路を廻廊を横断して建設し、之に治外法權を認めること。——を拒絶せしめた。

チエンバレンは三月三一日英國下院に於て『諸君の御承知の通り目下或る種の協議が外國政府との間に進行しつつある。右の交渉が終了するまでの期間に於ける英國政府の立場を明かにするため、余は本院に對して右の期間中に明かにポーランドの獨立を脅威する行動がとられ、且つポーランド政府が國力を擧げてこれに抵抗する必要を感じる場合には、英國政府は直ちに全力を盡してポーランド政府を援助することを義務と感ずるであらう旨を申上げねばならぬ。英國政府はポーランド政府に對して右の限度までの言質を與へたのである。……政府はソヴィエット政府始め諸外國政府と目下協議中であり、ハリファックス外相は今朝ソヴィエット大使と極めて長時間に亘り協議を行つた。……』(昭和一四年の國際情勢七五六頁)との重要な聲明を行つた。グラッドストンが一八六九年四月一七日にグレー將軍に宛てた手紙のうちに『何事が起つても約束が多過るより少な過る方が良い。英國は弱國に援助の期待を與へて強國に抵抗することを獎勵してはならない。寧ろ強國に對し强硬にして而も穩健なる言葉を以て弱國の侵略を止めしむるやうに努力すべきである。』と英國外交のとるべき態度に就いて

意見を述べてゐるが、英國の歴代外相はこの方針を遵奉して居り、第一次世界大戦後東歐中歐に於て出來得る限り約束を與へざる方針であつた。一九二四年に平和議定書を不成立に終らしめ、代るべきものとしてロカルノ條約を成立せしめたのも、この東歐にては約束したくないとの傳統的政策の現れであつた。更に獨逸邦獨逸のズデーテン地方の併合を承認したのもこの政策の結果であつた。然るにここにポーランドに對し援助の約束をなしたのは英國の外交政策が重大なる轉換をなせることを示すものであり、更に獨逸のポーランドに對する要求がズデーテン地方に對する要求に比して穩和であり、且つ民族自決主義の上から云つて合理なることを考へる時、獨逸を如何にしても壓迫せんとするチャーチルの主張せる獨逸包圍政策へその第一歩を踏み出したことは明らかである。カーモーの著書に於て『若しこれが包圍を構成するとすれば獨逸は包圍されてゐたのであつた。』と認めて居り、更にその包圍政策を辯護して『若しひットラーが獨逸は之等の諸國を攻擊する意圖なく、獨逸はミュンヘン協定以後これ以上ヨーロッパに領土的野心なしと聲明した時本心であつたならば「包圍」は何の意味も持たなかつたであらう。』と述べてゐることは前述のチャーチルの理由と同様であり、チャーチルの思想が包圍政策の指導原理として用ひられてゐることを示すものと考へられる。

チエンバレンのポーランド援助の聲明に對しヒットラーは四月一日ウイヘルムスハーフェンに於て『……今日の獨逸が唯存在を續けることのみを精一杯のこととしてゐる群小諸國を獨逸に對抗する

聯合として利用し、遂にはこれらが反獨工作の有力なる機關とまで發達するのを容認するなど考へたらとんだ間違ひであらう。されば大國のために自ら進んで火中の栗を拾ふ用意があるなどと宣言する國家は同時に自らの手を焼く惧れあることも十分覺悟しておく必要がある。……獨逸は何等理由なくして他國を攻撃する意圖を持たぬ。我々は獨逸の經濟を建設せんとしてゐる。これは我々の當然の権利であり、かくて余は歐洲乃至は歐洲以外の國の如何なる政治家の命令をも受諾する意志を持たぬ。

獨逸は對獨脅迫政策及び對獨包圍政策が依然續けられることをこれ以上容認しないであらう。』(國際知識及評論二一八號一六〇頁) と英國の包圍政策に對し反撃を加へることを宣言し、英獨海軍協定の廢棄に就いて暗示した。以後英國はチャーチルの主張せる如くに獨逸を包圍せんとして、ヨーロッパの諸國をその陣營に加入せしめんと努力し、一方ヒットラーは英國の企圖を失敗に終らしむべく努力し、英獨の關係は悪化するばかりであつた。

イタリーがアルバニヤに進駐した際チエンバレンは下院に於ける答辯に於て『チアノ外相の言明によればイタリーは之によつてイタリーの權益が脅威を受けたと考へるに至つた模様である。』と述べ、四月一二日イタリーのアルバニヤ併合が正式に發表された時『英國は問題發生と同時にイタリー政府に繰返し強硬な申し入れをなした。……ギリシヤ並びにルーマニヤの獨立が明かに脅威を受くるが如き行動が行はれ、而してギリシヤ、ルーマニヤ兩國が、それぞれその國策をもつてこれに抵抗する必

要を認めた場合には英國政府は直ちに全力を擧げてギリシャ、ルーマニア兩國政府を援助せねばならぬと云ふ結論に到達した。』と述べながら、なほ且つ英伊協定を廢棄する理由は全くないとしてゐるのである（國際知識及評論二一八號一六九頁）。地中海の現狀維持を目的とする英伊協定をイタリーが無視してアルバニヤの併合を斷行せる後に、なほ英伊協定を英國が廢棄しなかつたのは、チエンバレンがチャーチルの大戰となればイタリーが何れに味方するか判らぬと云ふ説を信じ、更に、（1）獨伊のバルカンに於ける對立。（2）イタリーの地中海に於ける不利な戰略的地位。（3）イタリーの軍事、經濟に於ける戰爭への準備不足。（4）相次ぐ戰爭によるイタリー國民の疲弊。（5）イタリー上層部の獨逸の進出に對する不安、等を推測し、ムッソリニに好意を示すことによつて獨伊の離間を策したものと考へられた。ニューヨークタイムス特派員は、ロンドンの指導者は恐らく近き將來に對獨戰爭の避け難いことを豫知し、而もなほ戰爭勃發後の最初の重大期間にイタリーをして中立を守らせようとする希望を未だ完全に放棄しなかつたものであると指摘してゐる（一九三九年四月一日號）。

イタリーのアルバニヤ進出は英國の對獨包圍陣に大なる障害となつた。即ちユーロー・スラヴィヤは三方を獨伊に包圍せらるることとなり、ギリシャは北方はイタリーと接することとなり、三方の海はイタリー海軍の制海權下にあり、兩國は獨伊の意に反して英國に接近することは出來なかつた。更に四月一日イタリーはギリシャに對し獨立を保障する意向を明らかにし、英國に對してもギリシャ

を侵略する意のないことを通告し英國の機先を制した。

英國の對獨包圍陣の意圖に對し、ヒットラーは四月二八日國會にて『不幸にして英國の公式非公式の政策は獨逸が加はる如何なる紛爭に於ても英國は必ず獨逸の敵國に味方すべきだとの見解を堅持してゐることの疑問の餘地がない位明瞭に示してゐる。それは即ち英國が獨逸との戰争を不可避のものやうに考へてゐることであり、余の深く遺憾とする所である』と述べ、英獨海軍協定の無効となれることを宣言し、次いでボーランドが獨逸の要求を拒否し、而も英波協定を成立せしめたことは、平和的に解決せんとしてピルスドスキーと自分との間に締結された獨波協定を無効ならしめたと宣言した（昭和一四年の國際情勢七六五頁—七七五頁）。獨逸政府はその日ボーランド政府に對し一九三四年の獨波不可侵條約を破棄することを通告し、『若しボーランド政府が協定により獨波關係を調整することが有利と考へるなら獨逸政府はこの目的を以て商議を開始する用意がある。』との提案をなした。これより先四月二七日英國に徵兵制度が實施せらることなり、英國よりの實力による援助が得られると信じたボーランド外相ベックは『獨逸の要求は一方的であり受諾し得ぬ。獨波の交渉は平和的意圖と平和的方法の二條件を具備するの要がある。犠牲を拂つてまで平和は存せず、名譽をその生命となす。』との趣旨の強硬なる演説をなし、更にボーランド政府は獨逸政府に對し『ダンチッヒ市民に完全なる自由を保障し獨波兩國の權益を尊重する目的を以て獨波兩國がダンチッヒを共同保障すること』を提議

し、三月二六日の對獨回答の時の態度を固執してゐるのである。之に對し獨逸政府は「外交通信」を通じ非公式に『平和的意圖及び平和的方法と云ふ條件は獨逸の等しく條件として提案した所であるが、獨逸の提案に際して獨逸が一兵も國境に送ることなく何等威壓手段に出でなかつたのに反し、ボーランドは殆どその全兵力を動員して之に答へた。ダンチッヒが經濟的理由によりボーランドに必要であると主張しながら、ダンチッヒを經濟的に無價値ならしめんがためにグヂニア港を築港し、ダンチッヒに大なる損害を與へた。』(昭和一四年の國際情勢七八三頁)とボーランド政府の態度を非難した。以上の如き應酬を以てダンチッヒ問題を繞る獨波兩國の平和的折衝の希望は全く無くなり、八月の危機に際しても英國政府を通じて交渉が行はれることとなり、平和的解決を困難ならしめた。

ミラノに於て五月七日獨伊軍事協定の成立が發表せられたが、獨伊の離間を策謀するチエンバレンの執拗なる努力に對する雄辯なる回答であり、又英の包囲策により英に接近せんとする小國に對する威壓をも意圖したと考慮せられる。次いで獨逸は英ソの交渉に於て問題となつてゐた北歐に於て、五月三一日デンマークとの間に、六月七日エストニア、ラトヴィヤとの間に不可侵條約を締結し、英國外交の機先を制した。英の對獨包圍の努力は五月一日漸くルーマニヤに於て實を結び、英國はルーマニヤに對し五百萬磅のクレジットを供與し、ルーマニヤは之を以て武器並びに軍需品購入に充當することとなつた。翌一二日チエンバレンは下院に於て、『英土兩國は兩國の國家的安全と利益のため双

務的性質を帶びた長期に亘る正式協定を締結することに意見の一一致を見た。と英土間の相互援助に關し暫定取極が成立したことを發表した。然し對獨包圍陣に最も重要な役割を演すべきソヴィエットに對する英國の努力は前途の多難なるを思はしめた。

五 英ソ交渉

これより先三月一〇日の第一八回共産黨大會に於てスターリン及びマヌイルスキーは共に英國の政策を攻擊し、特にマヌイルスキーは『英國の反動家は南部ヨーロッパの小國を犠牲に供して獨逸のフアシズムをソヴィエットに向はしめ、ソヴィエットの共產主義の成功を阻止すると共に自己植民地に對する獨逸の要求を解消し、同時にソヴィエットの手を以つて獨逸の制覇を挫かしめ、自國のヨーロッパに於ける優位を確保せんとしてゐる。』(國際知識及評論二一八號一七九頁)とチャーチル等の野心を指摘して居り、英國の意圖する外交目的に疑惑の念を抱いて居る。更に獨逸のチエツコ併合以來獨伊に對する英佛の對立は激しいものがあり、何れに接近するかの選擇の自由を有するソヴィエットが英國の提案に對しその要求する所が大であつたのは當然であつた。而も英國內にはチャーチルの懸念せる如くに反ソの勢力が大であり、政府をしてソヴィエットの過大なる要求を承認するの困難なるを感じめた。故に英ソの交渉は常に難航を傳へられ、屢次英下院にてソヴィエットの誠意を疑ふとの議員の

演説が行はれた。

四月一四日英外相ハリファックスが駐英ソヴィエット大使と會談して以來頻繁に兩國の當局者の間に交渉が行はれたが、五月三日ソヴィエット政府は英佛ソ三國がバルト海から黒海に至る諸國に對し共同保障を與ふべしと提案したが、チエンバレンは何れの國もソヴィエットから直接保障されることを拒否する態度にあるので、各國に對し個別的に援助乃至は保障する案を提示し妥協を要望した（昭和一四年の國際情勢七九九貢）。然るにソヴィエットの之に對する返答は親英的なリトヴィノフ外務人民委員の罷免であり、ソヴィエットの親英的外交の轉換が傳へられ、五月九日ソヴィエットの政府機關紙イズヴェスチアは『英國はポーランド又はルーマニヤの獨立擁護のために英國が戦争に入る場合にはソヴィエットも又英國を援助するために戰ふことを求めた。然しこの案はソヴィエットにとつて片務的である。何となればソヴィエットのヨーロッパ國境に持つ隣國（バルト諸國）を防衛するためソヴィエットが戦争に入つた際英佛側からソヴィエットを援助する規定がない。』との論説を掲げた。五月二六日英佛共同對案がソヴィエットに提示せられたが、五月三一日モロトフ外務人民委員はソヴィエット民族合同會議に於てその片務的なることを説明し、英佛の提案を拒否した。

チエンバレンは六月八日議員の質問に對する書面回答の形式を以つて、特に反侵略戰線の結成が獨逸包圍の意圖に出てゐないことを指摘し『中南歐に於ける獨逸政府の自然的且合法的な經濟的發展に

は全然異存なく、英國政府としては英獨兩國間が不戰宣言を依然として堅持し、相互的信賴の雰圍氣において諸懸案につき討議する用意ある』ことを述べ、放送局を通じ獨逸語で放送し、更にハリファックス外相は各國の獨立が尊重される限り獨逸政府と所謂經濟的「死活圈」の問題全般を検討する用意あることを述べた（國際知識及評論二二〇號一六〇頁—一六一頁）。之は包圍陣形成に對する獨逸政府の非難を緩和しようとの英國政府一流の巧妙な外交政策の現れであると同時に、英國政府は獨逸と接近するが如き態度を示すことにより、ソヴィエットを威嚇し、以て目下行詰りの狀態にある英佛ソ同盟の交渉を英國に有利に展開せしめんと意圖したものであつた。之に對しロンドンに於けるソヴィエットの有力筋は『チエンバレン外交の方向轉換はソヴィエットを脅迫してその強硬態度を挫かんとするにあらうが、斯る策略でソヴィエット外交を屈伏させることは困難であらう』と述べたと傳へられた。駐獨英國大使ヘンダーソンは六月二八日獨英海軍協定廢棄の通告に對する英國政府の回答を獨逸政府に手交した。その通告には獨逸が侵略意圖を有たない限り包圍されたと感ずる必要はないとの意見が述べられ、對獨交渉の再開が提案されてゐる。然しそに對し獨逸政府筋は『二ヶ月を経過してゐる事實を不可解とし、對ソ交渉の行き惱みに狼狽した英國の一時の態度に過ぎず、獨逸はこの手に乗らない。』（國際知識及評論二二一號一五五頁）との見解を持し、英國の企圖を失敗に終らしめた。その後六月一五日ストラング英特使がモスコーに派せられ、英ソの會談が再開せられたが、ソヴィエットの態度は依然と

して强硬であり交渉は一向に进展せず、ソヴィエット最高會議外交委員會議長デニダノフは六月二十九日機關紙プラウダに『英佛ソ交渉は七五日の日數を費した末今や全くの暗礁に乗上げてしまった。交渉がかくも延引に延引を重ねて來た原因は、一は英佛側がソヴィエットと平等な立場において同盟を結ぶことを欲しないと云ふ事實に歸せられよう。……英佛兩國はソヴィエットが文字通り國際協定の重荷を背負はされた奴隸の役割を演ずるやうに願つてゐるのだ。然し如何なる國と云へども火中の栗を拾ふ者を求めつつある國の道具となることを欲せざる限りかかる申出を受容ることは出來まい。』（國際知識及評論二二一號一五二頁）と英佛ソ交渉に對するソヴィエットの態度を表明し、各方面に重大なる反響を呼んだ。

ソヴィエットを如何にしても自己の陣營に引入れんと執拗に努力する英國政府は七月一日ソヴィエットに、ソヴィエットは現に英國が安全保障したポーランド、ルーマニヤ、トルコ、ギリシャ、並びにベルギー、オランダ、及びスキスの安全を保障すること、英國は又フィンランド、エストニヤ、ラトヴィヤの安全を保障すべし、との新提案を提出したが、ソヴィエットは七月三日、エストニヤがナチ化される場合の如き第三國に對する所謂「政治的侵略」により、ソヴィエットの國家的利益が脅威される場合にも保障義務が發動することを要求した。英ソ交渉は間接的侵略の問題で再び行詰りとなり、二三日ソヴィエットは間接的侵略問題より先に、三國軍事會談をなさんと提案し、英佛ソ三國軍

事會談が行はるることとなつた。然し七月三〇日のプラウダ紙は『他國を犠牲にして顧みない不干渉主義をとる英佛を信頼し得ず、必死となつてソヴィエットを戦争に捲込み而して自分等の直面してゐる難局打開の途を見出さうと焦つてゐる』と指摘し、その交渉の困難なるを暗示してゐる。

六 ダンチッヒ問題

英ソ交渉が難航を續けてゐる間にダンチッヒ問題はいよいよ險惡となつた。五月二一日ダンチッヒ領カルトフにてポーランド税關吏に一獨逸人が射殺せられた。事件は遂にダンチッヒ當局のポーランド代表三名の退去の要求となつたが、ポーランド政府は事件の責任はダンチッヒ側にありとして之を拒絶した。この危機に際しポーランドは獨逸の要求に對し讓歩するどころか一戰をも辭せずとの強硬なる態度を持し、ポーランドの戰略的地位は一部の想像するが如き脆弱なものに非ずして、堂々と獨逸と戰ひその死命を制し得ると豪語した(國際知識及評論二二〇號一七一頁)。——英國の援助の保障を得て以來強硬なる態度をとれるポーランドの新聞は獨逸人に對する無鐵砲なる煽動を初め、遂には東プロシヤ及びシレジヤ地方全部の要求と云ふ提案さへなしたと云はれる。——一方ダンチッヒに於てはナチス黨の指導者フォルスターは六月五日獨逸人學校の起工式に臨み『ダンチッヒはヒットラー總統に對する忠誠を誓ふものである。』と演説し(國際知識及評論二二〇號一〇四頁)、次いで一二日より獨逸文化週間

を催し、その行事の一としてゲッベルスを招き、ダンチッヒは獨逸に歸るべきであるとの熱辯を振は
しめ、二〇日ナチス政權獲得六周年の記念祭を行ひ、活潑なる示威運動を行つた。之に對しポーラン
ド政府はナチス黨機關紙アングリツフ等の獨逸の新聞九種ポーランド國內への輸入を禁止し、二九日
のポーランドの海洋記念日に十萬のポーランド人がグヂニアに參集しダンチッヒに對する示威運動を行ひ、大統領モシツキは『ダンチッヒは今や離れ難い一體をなすに至つた』と指摘してダンチッヒ併
合を斷じて容認しないと云ふ強硬なる態度を示した。このポーランドの態度に應ずるが如くに、その
日ハリファックスは國際問題研究所に於いて『我々は若し他國の安全と獨立が消滅した場合は我々自
身の安全と獨立も亦重大な脅威を受けるに至ることを知つてゐる。……過去に於ても我が英國は歐洲
に於いて一國が他國民の自由を犠牲にして支配權を振はんとした場合にも之に抗して立ち上つたので
あるが、現情勢に於て若しいづれかの國がかかる企圖を繰返さんとするならば、英國の政策は右の如
き傳統の線に沿つて行動を起すの已むなきに至るであらう。余は過ぐる大戰以來この方今日ほど英國
民が政府の外交政策の大綱に對して一致團結して支持した時はかつて一度もなかつたと信ずる。』(國際
知識及評論二二一號一五四頁) と英の傳統的政策たる一國の——勿論この場合に於ては獨逸の——ヨーロッ
パ制覇を遂げんとする企圖に敵對する政策をとることを強調し、チャーチル等の反獨派の運動が完全
に成功することを示したのであつた。

その後に於てもポーランド政府のスパークスマンは獨逸の今後採るべき行動に對して、これに反撃を加へる丈の準備は既に十分出來てゐると聲明し、英外務省のスパークスマンはダンチッヒの獨逸復歸の宣言によるポーランドの進軍に對して英佛は完全なる支持を與へることは云ふ迄もないと聲明した。更に七月一〇日チエンバレンはポーランドの獨立が脅威せられた場合には斷乎救援に赴く決意なる旨を宣言した。駐英獨逸大使ディルクセンは七月一〇日、當時の英國の情勢を『一列の種々なる要素即ち獨逸を目指す敵とする政府の包囲運動、軍擴宣傳、一般強制兵役の實施、防空組織により、就中新聞映畫、演劇、ラジオに於ける反獨宣傳の洪水に依り、感情的反動に對して極めて敏感なる英國の輿論は「戦争」と云ふ概念を、思考及び會話の中心とするが如き精神狀態に陥られてゐる。』(獨白書二五二號)と報告してゐるが、戦争を決意せる英國が獨逸國民に對し發送人曖昧なる手紙を送り、獨逸國民をその指導者より離間せしめんと意圖せることがゲッベルスの七月一三日の新聞紙上の論文にて暴露せられた(國際知識及評論二二二號一四七頁)。

英國の支持を恃むポーランド政府は八月一日ダンチッヒのアマダ油工場に在るポーランド側監督稅務吏を撤收し、從來無稅なりし同工場製品のポーランド向け輸出に對し課稅することに決し、自由市に對する經濟制裁の一歩を踏み出した。ダンチッヒ參議院はポーランドの措置に對し、參議院の任命せる以外のポーランド側の稅務吏を認めざる旨を發表した。之に對しポーランド政府は八月四日、八

月五日一八時までの期限附をもつて、ダンチッヒの八月一日の措置を停止するやう强硬なる要求を提出した（獨白書四三二號）。而して八月六日ポーランド獨立二十五周年記念祝賀祭が全國一齊に舉行され、國軍總監スミグリ元帥はピルスドスキー部隊蹶起の地クラカウで一場の演説を行ひ、『暴力に對しては暴力を以つて酬ゆるのみである。……ダンチッヒはポーランド經濟機構の肺臓である。……人は祖國愛を云々するが——ヒツトラーへの皮肉である。——我等の祖國愛とて敢て人後に落ちぬと申してよい。』と叫び、之に呼應して群集は『ダンチッヒを死守せよ。』と絶叫した（國際知識及評論二二二號一四八頁）。

翌七日、ダンチッヒはポーランドのダンチッヒ稅關に對する既得權はその儘存續すべき旨を承認した。

この時獨逸政府はポーランドに對し、『ダンチッヒへの最後通牒的要要求の反復及び報復手段の威嚇は結局獨波關係の險惡化を誘致すべく、其結果につきては一にポーランド政府の其の責を負ふべきである』（獨白書四四五號）と抗議した。之に對してポーランド政府は『獨逸政府が干渉することを正當化し得る法律的根據を知り得ない。ダンチッヒに於けるポーランドの權利及び利益に對し萬一にも獨逸政府の干渉あるときは之を以つて侵略行爲と見做すであらうことを指摘す』（獨白書四四六號）との强硬なる反駁をなした。之は外交交渉をも侵略行爲と見做すと云ふのであつて、獨波の間の外交交渉の餘地は全くなくなつたとの感を獨逸政府に與へたものであつた。

七 最後の外交交渉

八月一四日以來ポーランド官憲の獨逸人の拘留及び家宅捜索が行はれ、獨逸人の新聞及び組合が閉鎖され、一七日には上シレジヤ一帯にて獨逸人千五百が検舉され、一九日には同地方の獨逸人の數百の家族が四時間の期限附を以つて強制立退きを命ぜられたと報告せられた。ポーランド政府の强硬なる態度及びポーランド國民の獨逸少數民族の壓迫により獨波の戰争は避け難いと感せられた時、以前より獨ソ接近の噂はあつたが、——五月八日ニューヨークタイムスの特派員はヒットラーはスタークリンとの交渉を求めてゐると報じ、七月二八日マンチエスター・ガーデアンは獨ソ間に事實上政治協定に等しい通商協定の進行中たることを報じてゐる。——從來の獨ソ關係よりして一般に可能性の無いものと信せられてゐた獨ソ通商協定が、八月一九日に調印された旨二〇日發表せられた。翌二一日夜ベルリンにて獨ソ不可侵協定の締結並にリッベントロフ外相のモスコー訪問が發表され、二三日クレムリン官にて獨ソ不可侵協定が調印せられた。之に對しポーランド政府はダンチッヒが占領せられた場合戰ふとの決意を表明し、フランス政府はポーランドに對する義務を忠實に守ると公表し、英國政府は獨ソ協定によりポーランド援助の方針變らずと聲明した。かくてポーランドが戰争を決意すれば大戰は避く難い情勢となつて。

翌二四日ダンチッヒ參議院は新法令を發布し、ナチズ黨ダンチッヒ支部長をダンチッヒ市の主權者となす旨を公表した。このことはダンチッヒに獨逸本國と同様な制度を布くことを意味し、獨逸との合併の前提をなすものと考へられた。ポーランドは三個師團の軍隊を以つてダンチッヒの國境を包囲し、海軍を以つてダンチッヒの海上を封鎖し、明かな軍事行動を起し、英國政府は緊急閣議を開らき緊急國防法を議會に提出し、翌二五日英波相互援助條約が調印せられ、英波兩國政府は戰争を決意せるものの如くであつた。

獨波の交渉は五月以來殆んど中止せられ、八月の初めの獨逸の抗議に對しポーランドは外交交渉をも侵略行爲と見做すとの感を與へて居り、この危機に於て戰争を回避せられるや否やは一に英國政府の意志及び努力にかかるつてゐた。之より先一五日に英國政府はポーランドに對し、ヒットラーが未だ戰争を決心して居らず、戰争を避けんとしてゐるとの印象を得たので、ポーランドはヒットラーに行動を起す口實を與へないことが必要であり、新聞に於ける反獨的論調を出來る限り慎しみ、少數民族への攻擊を防止するやう努力すべきであると警告した（英青書五〇號）。一方獨逸に對しては二三日チニンバレンがヒットラー宛て親書を出し、獨逸がポーランドを攻撃する場合には英國はポーランドを援助すると警告し、獨波間に挑發的行爲を中止する休戰期間を設け、その間に中立的オブザーバーをして少數民族問題を審査せしめ、國際的に保障する解決案を作らしめることを提案した（獨白書四五

四號英青書五六號)。之に對しヒットラーは、ダンチッヒ及び之に關聯する廻廊の問題は獨逸の拠棄するを得ざる特定の權益に關するものであると主張し、英國のポーランドに與へた援助がポーランド在住の百五十萬の獨逸人に對する暴行を獎勵する結果となつたと非難し、ヨーロッパ問題の平和的解決は一切の平和的改訂を執拗且つ終始一貫阻礙し來れる諸國によつてなさるべきであると反駁し、チエンバレンに答へた(獨白書四五六號英青書六〇號)。次いで二五日、ヒットラーは英國大使ヘンダーソンを招き、ポーランドの獨逸人壓迫を非難し、獨逸としては東部國境の紛糾に斷乎としてあたるの決意を示し、更にダンチッヒ及び廻廊の問題を解決せんと欲すると述べ、最後に英國と協定する用意あることを傳へた(獨白書四五七號英青書六八號)。ヘンダーソンは翌二六日ヒットラーの親書をチエンバレンに傳へるべく飛行機にてロンドンに向つた。彼は八月二八日夜チエンバレンの書翰を携へてベルリンに到着し、直ちにヒットラーに會見した。チエンバレンはこの書翰にて、『獨波間紛爭の合理的解決はポーランドの重大權益の保全を包むべき原則に立ちて、兩國民間の協定により達成せらることを得、且、達成せらるべきである。』と述べ、『ポーランドの必須權益の保全及び國際保證による協定の保全を含むべき基礎に立つて獨波兩國政府間の直接談判が開始されることになるであらうとの結論が生ずる。英國は既にポーランドがこの原則に立つて交渉を開始する用意ある旨の確約をポーランドから受取つた。獨逸も同様の處置に同意する用意あらんことを希望する』との獨波の直接商議を提案した(獨白書)

四六三號英青書七四號）。ヒットラーは英國の提案を受諾し、翌二九日『抑も獨逸政府は其の提議に當り未だ曾て苟もポーランドの死活の利益を侵害し、若しくは一箇の獨立のポーランド國家の存立を危殆ならしめんとするが如き意圖を有したこと莫し、隨つて獨逸政府は這般の事情の下に、全權を帶びたるポーランド代表者のベルリン派遣につき居中斡旋の勞を探らんとする英國政府の申出を受容することに異存なし。獨逸政府は一九三九年八月三〇日水曜日までに右代表者の到着を期待す』との回答を發した（獨白書四六四號英青書七八號）。

英國の努力は遂に獨逸をして獨波直接商議を受諾せしめたのであるが、ポーランドに對するその努力は失敗に終つた。ハリファックスは二五日駐波英國大使ケナードに、二三日に獨逸に提案せる中立のオブザーバーの事を傳へしめ（英青書七〇號）、翌二六日ヒットラーが獨逸少數民族虐待を強調し、行動を起す理由として用ひるであらうと警告せしめ、住民交換を商議の條件として採用出来るかとポーランド政府に質問せしめた（英青書七一號）。更に獨逸にポーランドとの直接商議を提案せる二八日に、ポーランドに對してもポーランドが直ちに獨逸と直接商議に入る用意ありと獨逸政府に知らせることを委すことを希望すると傳へしめた（英青書七三號）。この文書の最後に答へを電話で下さいと記してあるが、英國青書の中に、獨逸が直接商議を受諾した二九日の重大な時に英波の間に一通の文書がないことは不可解であり——二三日以來一通は必ずあつた。——このことはケナードの報告がポーランド

の強硬なる態度のため発表するに不利なものであると考へられたためか、戦争を決意せる英國がポーランドを説得するに餘り努力しなかつたことを意味すると考へられるのである。

獨逸の提案せる條件の期日である八月三〇日に至つて、ケナードよりハリファックスに向け、『ポーランド政府をしてヒットラーにより提案された基礎の下に商議するために、直ちにベック或は他の代表をベルリンに送らしむるやうに説くのは不可能であることが感せられた。彼等は確かにチニッコ・スロヴァキヤ、リトアニア、オーストリアの例の後に、そのやうな屈辱を忍ぶより寧ろ死ぬ方が良かつた。』と報告した（英青書八四號）。ハリファックスはこの日、ポーランドに對し『獨逸が商議の用意ありと表明する限り、ポーランドが商議を拒絶することにより、ポーランドが責任を負はされることを——特に世界の輿論のために避くべきである。』（英青書九〇號）と説得してゐるのであるが、ポーランド政府は責任を負はされることも意とせず總動員令を發令してしまつた。獨逸政府は英國のポーランドも直接商議を受諾せりとの言を信じ（英青書七四號）、問題の早急なる解決の要あるに拘はらず——このことはハリファックスが再三ポーランドに警告することにより（英青書五〇號、七一號、八五號）、英國の熟知する所であつた。——直接商議の交渉に應じ、三〇日の夜半までポーランド代表の到着を待つたが、遂に代表は來らず。ポーランドの回答は總動員の命令であつた。翌三一日獨逸政府はポーランド代表との商議に際し獨逸の提案すべき豫定なりし比較的穏和なる十六ヶ條の要求を發表した。之に對し、ポーラン

ドはその要求が獨逸の侵略意圖を表明するものであり、ポーランド政府の軍事的命令が如何に必要であつたかを明かに證明するものであると發表した。かくて戰争は避け難いものとなり、九月一日ヒツトラーは國會にて『ポーランドは昨夜始めて正規兵により我領土に向けて發砲した。午前五時四十五分から我軍は之に應射反撃しつつある。』この演説をなした。

八 結論

第二次世界大戰の直接原因は獨逸のダンチッヒ返還の要求及び之を拒否せるポーランドの強硬なる態度によるのであるが、獨逸のポーランドに對する要求が世界に承認せられた民族自決主義をその根據とし、更にズデーテン地方に對する要求より、より合理的なることが一般に承認せられる時、ポーランドの強硬なる態度がその責任の大半を負はねばならないのである。ポーランドが獨逸の要求を拒否した唯一の理由はポーランドにとつてダンチッヒが經濟的に重要な港であることを云ふのであるが、之はダンチッヒの近くにグヂニア港を築港し、ダンチッヒの貿易を壓迫せる事實より見て、ポーランド自身之を重要と考へてゐたとは思はないのである。ポーランドは第一次世界大戰後その民族主義の運動によりその獨立をかち得たのであるが、その獨立に際し民族自決主義に反して他の民族の併合を企て、ために露波戰爭を起してまでロシヤの領土を併合し、ロイド・ジョージの『絶対に必要

である以上に多くの獨逸人を獨逸の支配より奪ひ去つて之を他の國民に隸屬せしむることに最も斷乎として反対する者である。』との反対に拘はらず多くの獨逸人の住む地方を自己の領土とした。更にチエツコ・スロバキヤの崩壊に際し、同國內の少數民族問題の平等の條件を以つて解決せらるべき旨を申入れ、遂に民族自決主義を理由としてテッショーン地方を併合してしまつた。このポーランドの領土併合の態度が——即ち領土に對し貪欲なることが——前年自己が正當なる理由とせる民族自決主義を以つてダンチッヒ問題の解決を欲せる獨逸の要求を拒否せしめ、遂に大戰にまで導いたのであつた。然しポーランドを支持しポーランドをして強硬なる態度をとらしむるに至つた英國の外交政策も又その責任の一半を當然負ふべきである。

大戰勃發の直前に於ける英獨の交渉に際し、英國はポーランドが獨逸の要求を拒絕したのは三月二六日であり、英國がポーランドに保障を與へたのは三一日である事實を指摘し、英の援助のためポーランドの態度が強硬になつたのではないと強調してゐるが、ヒットラーは英國の新聞がポーランドの自由の脅かされつあることを云ひポーランドに對し同情せる立場をとつたためであると云ひ、又獨逸政府筋では英波協定の如き重大なる協定の交渉が五日間で成立することはなく、二六日以前より交渉があつたためであると主張してゐるが、之等の主張の是非はともかくとして一九三九年一月に於ける獨波の交渉が極めて友好的であつた事實——一月二六日リッベントロップがワルソーア訪問をなせる

際發表せられた兩國政府の聲明に『友好的雰圍氣裡に隔意なき意見を交換した。將來とも兩國關係は不可侵條約の精神に立脚し兩國間の問題は友誼と尊敬を以つて審議し解決さるべきものである。』とあり、ポーランドの新聞にも『西歐の地平線は晴渡つた』と書かれた。——を考へ、更にチャーチル等が盛んに反獨戰線の組織を強調してゐたことを考へるとき、ポーランドの態度が英國に影響せらること大であつたと考へられる。更にチャーチル等の主張せる獨逸がヨーロッパに霸を唱へんとする危險ありとの思想が英國外交を支配し、チャーチルの計畫せる如くに對獨包圍陣を形成せんとして三月三一日にポーランドに保障を與へたことは全く獨波間の平和的交渉を不可能ならしめ、而もポーランドをして國內の獨逸人壓迫を激化せしむこととなり、獨逸人の虐待を坐視し得ざるヒットラーをして强硬なる態度をとらしむるに至つた。

ポーランド人をして强硬な態度をとらしめ、戰爭を挑發せしめたのは英國の對獨包圍政策であり、對獨包圍政策を英國がとるべきことを主張したのはチャーチル等の反獨派の連中であつた。欲せざる戰争を強ひられたヒットラーは戰爭開始後もなほ常に『或る國に於ては恰もチャーチル、イーデン、ダフ・クーパー其の他の諸氏が爲したと同じやうに容易に或る種の人達が腰を上げて臆面もなく一戰を交へることが是非必要なりと説き廻る可能性がある。……而もこの種の人物が近き將來に於て政權を掌握せずとは何人も明白に豫知するを得ざる國に於ては如何にそれが危険極りないものであるかを

指摘した。……若しも或る時の獨逸政府がチャーチル、ダフ・クーパー、イーデンその他の諸君に氣に入られるが如きことがあつたならば、かかる政府は之等の諸君より仕送りを受くることが出來ようが、併し獨逸國にとつては之を忍ぶことは不可能なのだ。……若しも之等の連中が余を褒めて呉れたならば、それは余にとつて最も堪へ難い惱みの種となるであらう。』（一九三九年九月一九日ダンチッヒ訪問に際し）『我々の知人が得意の戰爭煽動を提げて再び登場して來た。チャーチル、ダフ・クーパー、イーデン、及びチエンバレン等が現れ出たのだ。……若しもダフ・クーパー或はイーデンが余を以て彼等の目から見れば兇惡なる怪物であると斷言するならば、余は幸にも彼等より親友の一人として數へられなかつたことに無上の幸福を感じるのである。』（一九四〇年二月二十四日ナチス黨建設第二〇周年記念日に當り）と述べ、チャーチル等反獨派の連中を非難してゐるが、之は當然の事であつた。

最後に第二次世界大戰の遠因を調べるに、此所にも英國が大戰勃發の責任を負はざるを得ないことを見出すのである。第一次世界大戰後成立せる國際聯盟が大戰爭の後に起る平和を求むる感情により將來國家間の紛争を、即ち領土の變更等を平和的に解決すべき機關として誕生したのであるが、その後英佛が自己の勝利を確保する現狀維持——平和的に領土の變更をなすと云ふに矛盾せる——の機關として之が利用を圖ることとなつた。その結果聯盟規約第一九條は現狀變更を平和的に行ふことを規定しながら、ハリファックスも一九三八年一〇月二十四日エデンバラに於ける演説に於て、『中歐及び東

南歐に於て行はれつつある民族線を基礎とせる國境の修正が歐州の平和と安定とに貢獻すべきことを希望する。現在吾人の目指しつつある所はヴェルサイユ條約の修正である。然るに同條約の修正に關しては聯盟規約に規定が存するに拘はらず、今日までその規定は未だ嘗て利用されたことがない。』

(Halifax, Speeches on Foreign Policy. P. 204) と認めてゐる如くに、殆んど實際には適用されざる結果となつた。更にこの平和的修正への障害となつたのはパリ會議に於て根本原則となつた民族自決主義に關する矛盾であつた。ヨーロッパに於て獨逸民族が最大多數を占むるが故に、若し民族自決主義が完全に適用せらるるならば、敗戦國獨逸が却つて有利な地位を得る結果となると云ふ矛盾に直面した英佛は、之を無視してチエツコ・スロヴァキヤの如き、又ポーランドの如き多數の獨逸少數民族を包含する國家を成立せしめた。然し民族自決主義は第一次世界大戰中に英佛側により戰爭目的として用ひられ、盛んに宣傳せられたものであり、その結果として廣くヨーロッパ人の間に之が正義の主張と考へられるに至つた。ヒットラーはこの主張に基づき全獨逸民族を含む大獨逸の建設を要求したのであるが、平和的にその目的を達成せんとする時は獨逸人がヨーロッパに於て最大多數である事實及び現状維持を利益とする思想のために常に反対せられ、阻止せられたのであつた。而して獨逸の再軍備が進捗した後漸く獨逸が獨塊合邦、ズデーテン地方の併合を得られたことは多くの英國人をして戰争の脅威の下に獨逸に屈したとの感を抱かしめ、チャーチル等の反獨派の主張が勢力を得る結果となり、遂

に英佛の政治家は獨逸の平和裡に解決せんとする努力を無視して、獨逸をして戰争の己ねたる立場へした。

『帝 國

H. E. Carr Britain

D. Cooper The Second World War

W. Churchill Into Battle

W. Churchill Step by Step

Documente für Vorgeschichte des Krieges

Documents concerning German-Polish Relations

A. Eden Foreign Affairs

Halifax Speeches on Foreign Policy

N. Henderson Failure of a Mission

Kirkpatrick Under the British Umbrella

P. Price Hitler's War and Eastern Europe

J. v. Ribbentrop Die alleinige Kriegsschuld Englands

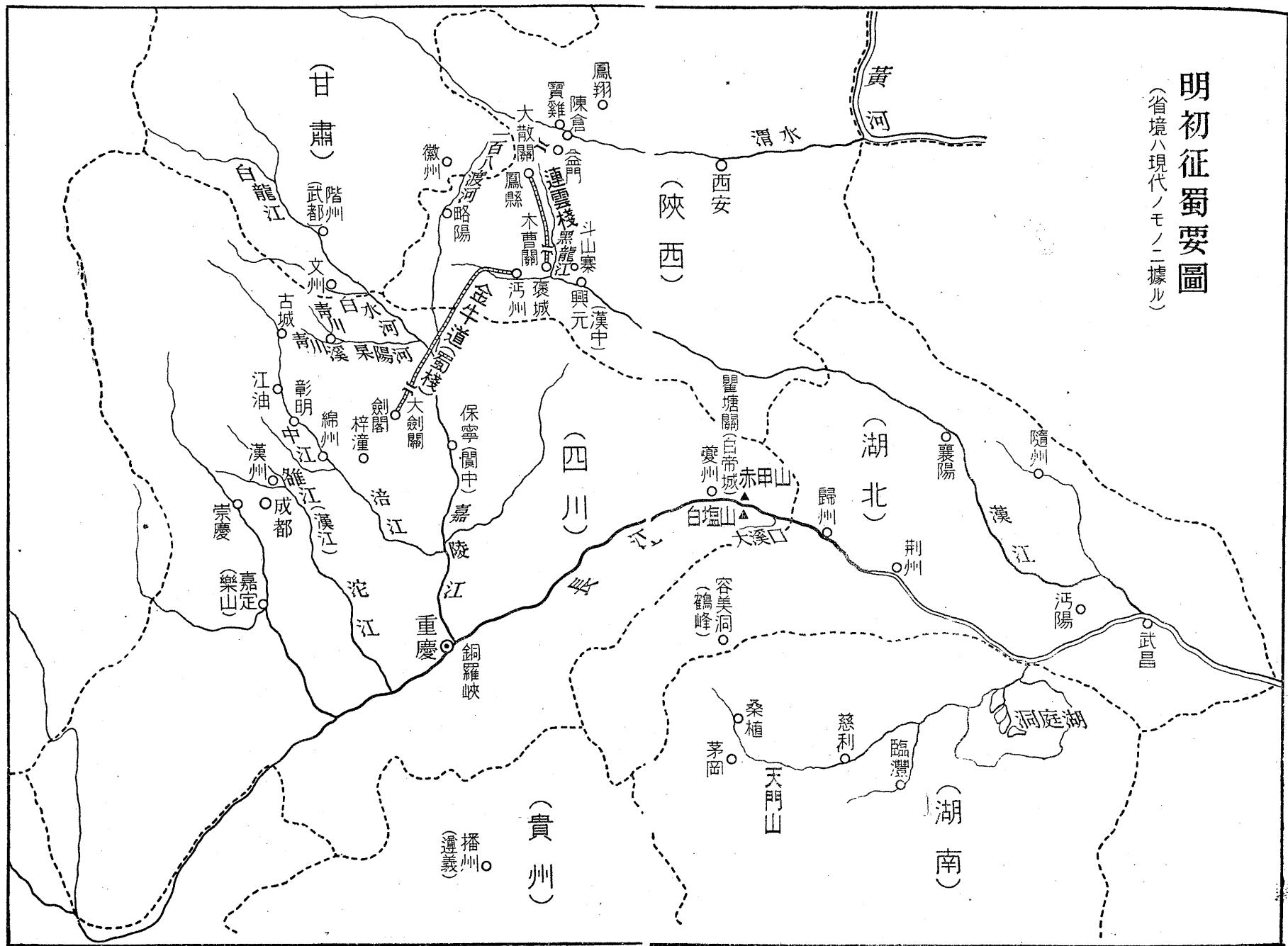
Rothermere My fight to rearm Britain

Royal Institute of International Affairs

South-Eastern Europe

明初征蜀要圖

(省境ハ現代ノモノニ據ル)



R. W. Seton-Watson Munich and the Dictators

A. Wolfens Britain and France between Two Wars

赤松祐之 昭和十三年の國際情勢

芦田均 第二次世界大戰前史

圓地與四松 國際關係論

長谷川了 現代外交講話

井上幸治 ヨーロッパの對立緊張と轉換（世界史の現在）

清澤冽 第二次歐洲大戰的研究

工藤長祝 譯 刃シットラー總統演說集

日本國際協會 昭和十四年の國際情勢

田村幸策 最近二十年の英國外交（英帝國二十年史）